

現代中国の女性事情

何 燕 俠

はじめに

現代中国では、社会主義市場経済が進むに伴い、社会が激しく変動している。中国の女性を取り巻く社会状況も大きく変わっている。その状況を明らかにするために、1990年に、中国全国婦女連合会と国家統計局との共同企画により、中国女性の社会的地位に関する初めての大規模な調査が行われた。その調査報告書『中国婦女社会地位概観』（中国婦女出版社、1993年）は、中国女性の事情に強い関心を抱いておられる山下威士教授と山下泰子教授を監訳者として翻訳され、日本にも紹介されている¹。その後、中国の女性が置かれている状況はどのように変化しているのだろうか。2000年、中国全国婦女連合会と国家統計局との共同企画により、中国女性の社会的地位に関する第2回目の大規模な調査が行われ、2001年9月にその調査結果のデータが公表された。また、2005年には婦女權益保障法も改正された。本稿では、山下威士先生のご退官の記念として、この第2回目の調査結果と婦女權益保障法改正も踏まえながら、政治、教育、結婚、財産、人身の権利などの面について、最近の中国の女性の事情を紹介させて頂くことにする。

1 山下威士・山下泰子監訳『中国の女性』尚学社、1995年。

一. 政治参加と女性

1980年代からの改革開放政策以降、選挙制度の改革および競争による幹部の登用という政策の転換に伴い、中国における女性の政治参加にも影響が現れている。それは、最高国家権力機関たる全国人民代表大会（以下、全人大と略す。日本では、全人代と略すことも多い。）と全人大専門委員会、および最高国家行政機関たる国務院の中における女性代表または委員の数とその比率の変化からも見てとることができる。

1. 全人大における女性代表の人数と比率

1949年の新中国成立以来、全人大に占める女性代表の人数と比率の変化の様態は、表1のとおりである。1954年（第1期）において、全人大の女性代表は147人で12%を占めていた。文化大革命最中の1975年（第4期）において、女性代表は653人で22.6%と上昇した。1978年（第5期）には女性代表数は742名で最高となったが、全体の人数の増加に伴い比率はその前期の22.6%から21.2%へと下がった。それから以後の20年間に於いて、女性代表の人数と比率にあまり増加は見られず、1998年（第9期）において女性代表は650名で21.81%に留まっている。2003年（第10期）には、女性代表の比率は20.2%にまで下がった。

また、全人大の常設機関である常務委員会に占める女性委員数と比率の変化は、1954年において女性常務委員は3人で5%を占めていた。1975年において、女性常務委員は32名で25.1%を占めて、新中国の最高となった。1978年において、女性常務委員は人数は33名であったが、比率は21%と低下した。1988年に9%にまで急落したが、1998年において、女性常務委員は16名で12.69%になっている。1980年代以降、20年間に於いて女性代表とともに、女性常務委員の人数と比率もあまり増加していない。2003年現在、女性常務委員の比率は13.2%を占めている。常務委員会は委員長1名

を男性が占め、副委員長19人の中に、女性はただ2人のみである。

このように、改革開放政策以降20年間、全人大の女性代表数などは停滞のままである。中国の女性議員の比率を国際的に比較すると、その順位は、94年12位、97年16位、2000年24位と年を追って後退している²。

表1 全人大代表と常務委員における女性の比率

年	女性代表の比率 (%)	女性常務委員の 比率 (%)
1954	12	5
1959	12.3	6.3
1964	17.8	17.4
1975	22.6	25.1
1978	21.2	21
1983	21.2	9
1988	21.3	11.9
1993	21.03	12.3
1998	21.81	12.69
2003	20.2	13.2

(出所) 丁娟『男女平等基本国策研究』中国婦女出版社、2005年により作成。

2. 全人大専門委員会における女性委員数と比率

また、全国人民代表大会には専門委員会として、民族委員会、法律委員会、内務司法委員会、財政経済委員会、教育科学文化衛生委員会、外事委員会、華僑委員会、環境と資源保護委員会、農業と農村委員会が設けられ、それぞれに関係する議案および法案について事前に審議する。これらの専

2 李慧英主編『社会生別与公共政策』当代中国出版社、2002年、226頁。

門委員会のメンバーは人民代表のなかから選ばれる。表2から見てとれるように、その中における女性の人数が少ない。2006年現在、全人大の専門委員会中、主任委員9人の中に女性はただ1人であり、副主任委員72人の中にも女性が3人いるだけである。また各委員会の委員を見ても、女性は少なく、比率も低い。総数168人の中に、女性は25人で14.9%を占めているにすぎない。

表2 2006年、全人大専門委員会における女性委員数と比率 (人・%)

名 称	主任委員		副主任委員		委 員		
	男性	女性	男性	女性	総数	女性	比率(%)
民族委員会	1	0	7	0	18	4	22.2
法律委員会	1	0	8	1	16	2	12.5
内務司法委員会	1	0	9	0	19	2	10.5
財政経済委員会	1	0	13	0	23	1	4.3
教育科学文化衛生委員会	0	1	8	0	29	5	17.2
外事委員会	1	0	7	0	10	2	20.0
華僑委員会	1	0	6	1	12	2	16.7
環境と資源保護委員会	1	0	8	1	22	4	18.2
農業と農村委員会	1	0	6	0	19	3	15.8
合計	8	1	72	3	168	25	14.9

(出所) 人民網資料により作成。

3. 中央政治局常務委員会における女性の状況

中国共産党の最高権力決定機関である中央政治局においても、女性委員数は減少している。中央政治局常務委員会における女性委員は、1954年3人、1959年4人、1966年18人、1975年39人であったが、改革開放政策以降、1987年から女性常務委員数はゼロとなった。2002年の中央政治局常務委員

会においては9名の常務委員の中に女性は1人もおらず、24人の委員の中に女性はただ1名だけである。1990年代、中国共産党の県レベル以上の組織および基層組織においても、責任者は90%以上が男性である³。

4. 行政機関における女性の状況

中国では、地方行政機関である各級人民政府内部では、省長、市長、区長、県長、郷・鎮長など首長責任制がとられている。しかし、1990年代以降、中央と地方の国家行政機関において、政策制定に関わる責任者たる女性が依然として少なく、圧倒的に男性の多いのが現実である。男性は中央および地方行政において決定権を握っている。

(1) 国務院における女性指導者

国務院は、中央人民政府であり、最高国家権力機関の執行機関であり、最高国家行政機関である(憲法85条)。国務院は総理以下、副総理、国務委員、各部長・委員会主任(大臣に相当)、会計検査長、秘書長から構成されている。その他、必要に応じて統計局、税務総局、環境保護総局などの直属機構や、事務機構として法制弁公室などが設けられている。その国務院における指導者たる女性の数が少ない。2006年現在、国務院において1人の総理と4人の副総理の中に女性(呉儀副総理)が1名、5人の国務委員の中に女性は1名、また国務院には部・委員会が28あるが、責任者を務める女性は司法部長の呉愛英氏1名である。国務院に直属する機関の18人の責任者中、女性は1人もいない。表3はその現況を示すものである。

3 中華全国婦女連合会婦女研究所ほか編『中国性別統計資料(1990~95)』中国統計出版社、1998年、434頁。

表3 2006年、中国政府の主要な指導者における女性の比率（％）

国家の行政機構	女性（人数）	比率（％）
国務院副総理	1	25.0
国務委員	1	20.0
28の部、委	1	3.6
31の省、区、市	1	3.2

（出所）新華網による。

（2） 地方行政機関における女性幹部

1980年代から、地方行政機関たる人民政府の幹部登用制度は、従来の政府任命という「委任制」から選挙によって聘任する「選聘制」へと変わった。公開的競争の中で、女性が競争に勝って当選した例はある。しかし、女性は当選しても正職より副職のポストが多く、重要な職位および第一線の職位は圧倒的に男性が占めている。表4が示しているように、省、地・市、県の各級人民政府における女性の責任者の比率は、近年やや増えている。ところが、政府の女性幹部の登用は、女性、高学歴、無党派（または共産党以外の民主党派）、少数民族、若さという「五職少女」の条件を用意しているといわれる。結果的に、登用された女性は「花瓶」のような飾り物となり政治的決定に役割を果たすことができない⁴。実際、政治的決定の場においては実質的に男性が主役であり女性は脇役である。

4 『中国婦女報』2001年2月27日。

表4 2000—2002年 省、地・市、県各級人民政府における責任者の構成(%)

年	省(部)クラス		地(庁)クラス		県(処)クラス	
	女	男	女	男	女	男
2000	8.0	92.0	10.8	89.2	15.1	84.9
2001	8.1	91.9	11.0	89.0	15.5	84.5
2002	8.3	91.7	11.7	88.3	16.1	83.9

(出所) 第二回中国婦女地位調査による。

(3) 村民委員会における女性

中国では、憲法に基づいて基層の人民政府の下に都市部では居民委員会、農村では村民委員会が設置される(憲法111条)。これらは国家行政機関ではなく、大衆の自治組織と性格づけられている、住民による自治機関である。村民委員会は、1998年11月4日に公布された「中華人民共和国村民委員会組織法」に基づいて、村民による直接選挙によって構成される。村民委員会組織法には、村民委員会の中に適当な人数の女性が有するべきであると規定しているが、直接選挙の実行に伴って、村民委員会における女性の比率は低下している。1990年、村民委員会において男性77%に対して女性は23%であった⁵。1999年4月の山東省村民委員会の選挙では、女性の比率が68%から21%に下がった。60村の村民委員会において女性委員はただの7人というデータもある⁶。2000年の全国規模の第2回女性社会地位調査によると、調査したサンプル1178村の中、75.9%の村民委員会に女性委員はいるが、まだ24.1%の村に女性委員が1人もおらず、しかも共産党支部に女性委員がいない村が57.6%もある⁷。とくに、村民委員会主任に

5 中華全国婦女連合会婦女研究所ほか前掲書、1998年、434頁。

6 『中国婦女報』1999年4月24日第1版。

7 第二期中国婦女社会地位調査課題組「第二期中国婦女社会地位抽样調査主要数拠報告」中国人民大学書報資料中心復印報刊資料『婦女研究』2002年第1期、10頁。

における女性の比率はもっと低い。かつ、表5が示しているように、村民委員会主任における女性の比率は下がっている。

表5 1995—2005年 農村の村民委員会主任における男女の比率（％）

年	女	男
1995	5.4	94.6
2000	2.3	97.7
2005	1.9	98.1

（出所）第二回中国婦女地位調査による。民政部のサンプル調査による。

5. 女性の政治参加に関する意識

2002年の婦女連の調査では、表6のように、最近5年間に、地方人民代表大会代表の選挙活動に参加した女性は選挙権を有する女性全体の約70%を占めている。選挙に投票した者の中で、候補者を自分の意思で決めて投票した者は、男性69.6%に比べ、女性は63.3%とやや低い。選挙の任務を果たすために直接投票した者は、女性は18.3%で、男性の17.6%との差は小さい。その他、自分の意思で候補者を決めて、他人に投票を委託した者は、女性10.5%に対して、男性は8.2%である。だれを選んでもいいからと、他人に投票を委託した者は、女性5.3%、男性3.4%と男女の差はわずかである。

地方人民代表選挙の投票において、女性の政治参加意識は男性よりわずかの差で低い。また、「単位」（地方行政機関）の管理者になる希望のある者は男性の58.4%に対し女性41.5%であり、確かに政治参加において男女の差が見られ、女性自身の政治参加意識は男性より薄弱である。これは女性の政治参加に影響するが、女性は能力がないという偏見や、女性幹部の養成および選抜の制度的な不備が、女性の政治参加を阻害する要因にもなっている。

表6 地方人民代表の選挙に投票する意識（％）

項 目	全体	女性	男性
候補者を了解した上で、自己の意思で投票した	66.2	63.3	69.6
選挙の任務を済ませるために、直接に投票した	17.6	18.3	16.8
自分の意思で候補者を決めて、他人に投票を委託した	9.4	10.5	8.2
だれを選んでもいいからと、他人に投票を委託した	4.4	5.3	3.4
その他	2.3	2.6	2.0
合 計	100	100	100

（出所）全国維護婦女兒童權益協調組弁公室「婦女權益保障法實施情況調查報告」（2002年11月）、中国網、2002年12月4日により作成。

二．文化・教育と女性

改革開放政策以降、教育法制の制定によって教育の普及と発展は推進されている。しかし、都市と農村の間には、経済的格差により教育水準に大きい格差が存在している。また、男女の間の教育を受ける水準にも、依然として大きな距離がある。農村において退学する学生には女子が多く、教育を受けず字が読めない文盲も女性に多い。また、教育水準が上がればあがるほど、男女間の格差に大きな隔たりが見られる。

1. 文盲と女性

新中国が成立して以来、教育の普及に伴って、文盲率（非識字率）は1963年33.6%、1982年22.9%、1990年15.9%、2000年6.8%と激減している⁸。

8 中華人民共和國国家統計局編『中国統計年鑑2002』中国統計出版社、2002年、95頁。

しかし、現存している文盲（非識字者）は都市より農村に多く、男性より女性に多い。年齢別にみると年齢が高くなればなるほど文盲の比率は高い。1990年の統計によれば、65歳以上の年齢層においては、男性54.9%に対して女性91.5%である。55歳～64歳において男性36.7%で女性が79%、45歳～54歳においては男性19%に対し女性50.1%である。新中国成立後に生れた35歳～44歳層では、男性9.1%に対し、女性は28.6%である。また、20代、10代にも文盲はいるが、いずれも男性より女性のほうが多い⁹。2000年の人口センサスによると、15歳以上の人口数9億5808万人の中に、文盲数は8699万人（9.1%）である。その文盲のうち、男性2379万人で27.3%（15歳以上の男性の4.9%）であるのに対し、女性は6320万人で72.7%（15歳以上の女性の13.5%）を占めている¹⁰。

2. 初等教育と女性

(1) 小・中・高校における女子生徒数と比率の変遷

中国では、表7のように、小・普通中学（中学校と高校を含む）および職業中学における女子生徒数と比率の変遷に関して、男女の差が見られる。小学校および普通中学における女子生徒数と比率は年々増加している。普通中学における女子生徒数と比率は徐々に高まっているが、小学校に比べれば低い。それは中途退学した生徒の中に女子生徒が多いことに関連している。また、80年代に始まった職業中学（職業高校に当たる）において、女子生徒数が著しく増加し、その比率も高くなっている。それには、女性の就職のための女子服装職業中学などの女子職業中学の増設が関連している。

9 中華全国婦女連合会婦女研究所他編『中国性別統計資料（1990～1995）』中国統計出版社、1998年、244頁。

10 中華人民共和国国家統計局編・前掲（注8）統計年鑑、110頁。

表7 小・普通中学（中・高校）および職業中学における女子生徒数と比率の変遷（万人・％）

学校別	1980年		1985年		1990年		1995年		2001年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
小学校	6517.4	44.6	5986.2	44.8	5655.5	46.2	6241.1	47.3	5936.8	47.3
普通中学	2180.1	39.6	1893.1	40.2	1920.1	41.9	2407.5	44.8	3643.3	46.5
職業中学	14.8	32.6	95.4	41.6	133.7	45.3	218.2	48.7	221.7	47.5

（出所）中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑2002』中国統計出版社、2002年、680頁により作成。

（2）小・中学校における女子生徒の中途退学率

中国の都市と農村では、経済的格差が大きいことにより、教育の水準にもかなりの格差がある。初等教育普及にも進行の不均等があり、少数民族地区と経済的貧困地区の農村部では小・中学校の就学率が低く、中途退学率（以下、退学率と記す）も高い。改革開放政策以降、教育の発展に伴って小・中学校の就学率が上昇する一方で、退学率は依然として高く、とくに女子に退学者が多い。1996年公表の統計によると、小学生の退学者数は145.4万人で、退学率は1.1%である。そのうち女子の退学者数は65.1万人で1.04%を占めている。中学生になると退学者数139.8万人で、退学率は3%であるが、そのうち女子の退学者数は54.3万人で、2.7%を占めている¹¹。

農村では、経済的貧困を要因とする女性文盲が多い。また、小・中学校の退学者も女子が多い。それは農村への生産責任制度の導入以降、農業経営が農家各戸を単位として行われるようになったことに関連している。労働力の多い家庭ほど利益をあげることが可能となり、目先の利益にとらわれ、児童を労働に駆り出し就学させない傾向が生れてきたからである。そ

11 国家教育委員会『中国教育事業発展統計簡況1995』人民教育出版社、1996年、74～75頁。

の際、親は自分の権力により、女の子より男の子を優先して、子どもに教育を受けさせる¹²。それは、男の子と女の子に対する親の期待の違いによる。すなわち、男の子は老後の面倒を見たり家庭に利益をもたらすが、女の子は結婚し他家に嫁ぎ行くものであると考えられているのである。

(3) 教科書に見られる女性像

現在の中国の学校教育は、男女平等の原則によって運営され、女性に対する差別は少ないと思われるが、しかし学校教育がジェンダーを内包していることは否定しがたい。中国では、教科書の内容分析を行った結果、教科書に出てくる女性像が「男は外、女は内」という性別分業を反映しているとの指摘がある¹³。幼児教育の教科書にでてくる人物の職業は、男女で区別されている。医者、農民、先生、警察、解放軍などが必ず「叔叔」（叔父さん）であり、看護師は「阿姨」（おばさん）である。また、父母像について、母には食事の支度などの家事、父には大工や修理などの仕事が設定され、家庭における男女の分業が示されている。小・中学校の国語教科書にでてくる人物像は、男性が267人でその81%を占め、女性は61人とわずか19%に過ぎない。また、女性の人物像は、決まって伝統的なやさしい母としての女性が多い。例えば、北京市の小学校国語教科書には、鄧穎超（周恩来の妻）が二度出てくる。一つは、周恩来が雨の中で勤務している警備員への配慮を称えるものであり、教科書を飾った人物像は傘を持ってきた妻の鄧穎超の像である。二つ目は、老眼鏡をかけた鄧穎超が、周恩来に服を縫ってやっている像である。これは、女性革命家としての鄧穎超ではなく、雨の中に傘を持ってくるとや服を縫うことを通して、夫の周恩来を支える妻としての鄧穎超である¹⁴。

12 李・前掲（注2）書、24頁。

13 史静寰「教材与教学：影響学生性別觀念及行為的重要媒介」全国婦連婦女研究會所『婦女研究論叢』2002年第2期、32～36頁。

14 李・前掲（注2）書、36頁。

3. 高等教育と女性

中国の高等教育機関には、大学、大専、中専および専門技術学校がある。中等専門学校と高等学校（大学・大専）における女子学生数とその比率の推移は表8のとおりである。大学や大専を含む高等学校における女子学生数とその比率は少しずつ増えているが、とくに中等専門学校における女子数と比率の増加が激しい。2001年に中等専門学校における女子の比率は57.4%と高く、中国では、女子が短大へ進学する傾向が出はじめているものと思われる。

表8 高等教育（大学・大専）と中等専門学校在学者数に占める女子の人数と割合の推移（万人・%）

学校 種類別	1980年		1985年		1990年		1995年		2001年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
高等学校	26.8	23.4	51.1	30.0	69.5	33.7	102.9	35.4	302.3	42.0
中等専門学校	39.2	31.5	60.7	38.6	102.0	45.4	187.1	50.3	262.9	57.4

（出所）中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑2002』中国統計出版社、2002年、680頁により作成。

進学状況の男女の違いに併行して、専攻分野の偏在および女子大生の就職難の問題も発生している。高等教育における専攻分野を見ると、師範、文系、国語、幼児教育は女性が占め、理科、工科、コンピュータなどは男性が占めている。また、大学卒業生の就職では、女子学生の採用を行わない職場も出現している。これと連動して大学や学部が学生募集に際し、女子を制限したり拒否したりするような傾向も出てきている。

また、中国では、女性に対する職業教育および専門教育が重視され、女性に適する就職を促進するために女性職業高校の推進が目立つが、男女の職業分離を加速させる恐れを孕んでいる。進学状況の違いや専攻分野の偏在および就職状況には、男女に期待される社会的役割に差異のあることが

投影されている。家庭や周囲の環境さらに学校教育のなかのこうした「隠れたカリキュラム」を通して内面化される性別分業観は、高等教育段階に至るまでの男女の関心領域の形成や進路、職業選択に大きく影響するようになるであろう。

4. 女性教員と研究者

(1) 各級学校における女性教員

女性教員、とくに小学校に女性教員が多いことは、世界的な傾向であり中国も例外ではない。また、表9のように、学校段階が上がるにつれて、女性教員の占める割合が減少する「ピラミッド現象」も見られる。

表9 各級学校における女性教員数と比率の推移 (万人・%)

学校別	1980年		1985年		1990年		1995年		2001年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
小学校	203.9	37.1	212.8	39.6	240.9	43.2	264.0	46.6	302.4	52.2
職業中学	0.3	13.0	3.5	24.8	10.7	31.5	10.8	37.0	13.4	43.9
普通中学	75.0	24.8	74.4	28.1	95.6	31.5	119.2	35.8	178.5	42.6
中等専門学校	3.4	26.6	5.7	32.8	8.9	38.0	10.7	41.6	10.6	46.1
高等学校	6.3	25.5	9.2	26.7	11.5	29.1	13.2	32.9	21.1	39.6

(出所) 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑2002』中国統計出版社、2002年、680頁により作成。

中国では、女性教員の分布は地域格差が著しい。小学校における女性教員の比率を例にすると、1995年、北京・上海・天津の直轄市および省政府所在地の大都市においては、小学校における女性教員の比率は70%以上に達し、初等教育の普及が進行している遼寧省をはじめ東北の三省と山西省においては60%以上となっている。しかし、山東省等の農村人口が多い地域では約4割であり、さらに雲南・西藏等の少数民族自治区や、農村人口

が多くかつ経済的に遅れている地域の貴州省や安徽省などの場合は3割ぐらいでしかない¹⁵。

(2) 高等教育における女性教員

2001年、中国の大学教員40万人のうち、女性教員は13.2万人で33%を占めている。しかし、職位が高くなるほど女性の占める割合は減少する。1988年の大学における女性教員の比率は、講師28.7%、助教授18.8%、教授10.5%であり、1987年では、一般高等教育機関において、教授1万7,087人のうち女性は1,570人で9.2%を占めている。しかし、「女性禁制の分野」といわれる哲学では、女性はわずか0.6%であった。1992年においては、中国で最高の学術的名誉である中国科学院の学部委員のうち、女性の占める割合はわずか4.8%であり、これが「ピラミッドの頂点」となっている¹⁶。より新しい2002年の婦女連の調査によっても、大学教員において、職位が高いほど女性の占める割合は低く、職位における男女の差は依然として大きい。

三. 家族と女性

中国では1980年代に社会主義市場経済が導入されて以降、家族の構成、結婚や離婚、夫婦関係、親子関係、親の介護などのあり方も、経済の発展や都市化の進展により、変わっている。また、中国には、独特の戸籍制度がある。都市に生まれたものと農村に生まれたものは、別々の戸籍に登録され、自由に変更することができない。社会保障制度や社会福祉も都市と

15 国家教育委員会『中国教育事業統計年鑑1995』人民教育出版社、参照。

16 黄育馥「現代中国における女性の社会的地位」原ひろ子ほか編『アジア太平洋地域の女性政策と女性学』新曜社、1996年、126頁。

農村には格差がある。家族の事情も、都市と農村の間には違いが見られる。

1. 世帯規模の縮小

全体的にいうと、世帯の規模は縮小している。大家族から核家族へ変わっている。1949年の中華人民共和国成立までは、四世代世帯、三世代世帯という大家族は珍しくはなかった。80年代初めごろまでは、四世代、三世代世帯家族がかなりあった。90年代以降、結婚後、親との同居を望まない子ども増え、三世代は減少し、核家族が増加している。子育て後は夫婦だけになる世帯が多くなっている。現在、都市では基本的に核家族であり、農村では三世代世帯の家庭がまだ多い。

中国で、世帯の規模が縮小した原因は、一人っ子政策により、子どもの数が減ったことと、核家族化の進行に伴って、生活水準が向上したことが考えられる。経済的には、住宅の事情と関係がある。90年代までは、住まいが狭かったり、結婚しても住居はなく、親と一緒にすまなければならないことがよくあった。90年代以降、住宅事情が改善され、市場経済になり、お金をもっている人が、マイホームを持つようになっていく。そして、結婚したら、親の家から出るようになった。とはいえ、住宅は独立して親と別居しても、家族の支えあいには、変わっていない。親を扶養することは、法的に子どもの義務として強制されているし、社会規範や人々の意識もそれを補強している。また、祖父母が孫の面倒をみることは当たり前であるし、お正月や休みのときにも、結婚した子どもたちは、両親のところに集まる。親孝行をしている子どもは、まだ多い。でも、親不孝な子どもも増えている。

2. 結婚と女性

現在中国では、結婚は基本的に本人の意思によるので、恋愛結婚が多い。

年頃になったら結婚すべきだという社会通念がつよく、生涯結婚しない女性は少ない。それでも、30代以上、高学歴の女性の結婚は難しくなっている。

結婚相手の選択には変化が見られる。女性は、一般的に、職業、学歴、容姿に関心をもち、80年代には、女性が結婚相手を選ぶ基準としては、3高(高学歴、高収入、高身長)であった。現在、女性には、男性が高収入ならば、身長とか容姿はあまり気にしないという傾向がある。女性は男性に社会的に高い地位や高収入を期待しているといえよう。

中国では、現在40代以上の女性は、男女平等の教育を受けて、男性と同じように働き、経済的に男性に依存しないのが当然だと思っている。ところが、最近、高収入の男性と結婚したいと望む、若い女性が多くなっている。男性の方は、相手の容姿に強い関心を示している。大学生に対する調査によれば、女子学生は、男性に対して社会的成功を強く求める傾向があるのに対して、男子学生は、女性に「人柄のよさ」や「共通の趣味」を求め、女性の「社会的成功」をほとんど期待していない。このように、配偶者の選択基準には、ジェンダーの非対称性がある。

最近、都市では、結婚相手を見つけられず、結婚ができない若者が増えている。仕事が忙しく、デートの時間がないなどが理由である。本人は結婚に対して、あまりあせりは感じないようであるが、その両親、とくに母親は心配して、早く結婚させたいと考える。また、孫も見たい。そういうわけで、親たちが自発的に、子どもの写真と履歴をもちあって、親同士が見合いを行っている。親同士が子どもに代わって、子どもの写真を見せあい、家庭の事情など話し合うのである。気にいった相手を見つけたら、自分の子どもに相手の写真を見せ、子どもが相手を気にいったら、デートさせる。ところが、親と子どもの基準は違い、子どもからの抵抗もある。

中国では、女性は、結婚しないと、まだ生きにくい社会である。シングルマザーは、芸能人にはいるが、普通の女性には、あまりいない。高学歴の女性は、結婚が難しい。「学得好、不如嫁得好」(高い学歴をつけるよ

り、理想的な男性と結婚するほうが、得だ）とは、よく言われることである。

3. 離婚と女性

改革開放政策以降、中国における離婚率が上昇している。中国では、80年代までは、食べ物が足りなかったので、人に会うと「食べましたか」というのが挨拶であった。現在では、生活は改善したので、人に会ったときの挨拶は、「もう離婚しましたか」と冗談を交わすようになった。そのくらい、現実には身の回りには離婚が多く、離婚は恥ずかしいことではなくなった。もっとも、農村では都市に比べて離婚が少ない。また、熟年夫婦の離婚は少ない。若いとき喧嘩しても、年をとったら、互いに相手の支えになっている夫婦がいる。

(1) 離婚理由

離婚理由には、性格の不一致、異性関係、家庭内暴力などがあげられている。夫の不倫のため、女性からの離婚請求も多い。中国では、1980年代までは、婚姻外の性関係は法的にも社会的に規制されていた。また倫理規範上も厳しく非難されていたので、「不倫」という社会問題は水面上に出てこなかった。しかし、改革開放政策以降、市場経済の導入に伴い、生活が豊かになり、自由が広がっている。外国人の商人や個人企業の経営者、官僚など金持ちの男性の中には、婚姻外に愛人を養っている人がいる。そうした男性は、秘書や家政婦（保母）などさまざまな形をとって愛人を養い、住宅、乗用車、金銭などを提供している。このような男性中心の婚姻外の性関係によって、夫婦関係の安定性が揺らぎ、離婚も増加している。

(2) 離婚の手続き

中国の離婚手続きは、当事者の自由意思による協議離婚と、裁判所が関

与する裁判離婚とに分かれている。協議離婚が多く、9割を占めている。近年、離婚の財産紛争が多くなり、離婚は裁判所へ持ち込まれるようになってきている。

(3) 離婚紛争の争点

離婚紛争では、財産の分割と子供の養育が争点である。中国では、結婚後に取得した財産は、夫婦共有で、離婚のときにはそれを分割する。経済の成長に伴い、夫婦の財産が次第に増加している。とくに、個人経営者などの「大金持ち」が出てきて、離婚に関わる財産の額が増大した。私営企業の資産や株および知的財産など、財産分割の対象も複雑になっている。離婚の際、配偶者の一方が、夫婦共同財産を隠したり、移転したりして、財産分割は複雑になっている。財産を争う紛争の中、家屋所有権または使用权を争う住宅の問題は深刻であり、その処理は難しい。実際、住居の解決に見込みの無い場合、裁判所は離婚を認めない旨の判決を出すことがある。一方、農村では家屋は私有であるが、大金で建てた家屋をよその人間になる離婚した妻に与えることは、伝統的家族観念が根強い農村では慣習上の抵抗があまりに大きい。仮に離婚しても家屋を与えられない農村女性は、実家に帰れず、しかも住居のない場合には、離婚そのものを差し控えるしかない。

また、中国では、一人っ子政策の下で、子どもの数が少ないので、離婚後の子どもの「取り合い」が起こる。誰が子どもを引き取って養育するのかについては、中国特有の判断基準がある。一般に、子どもの利益を考慮し、満2歳以下の子は母につき、満10歳以上の子は、本人の意思を尊重して決められる。また、中国では、血縁を重視し、「養児防老」(子どもは養老保険)という伝統的な観念が強い。農村では、社会保障制度が整備されないで、老後の生活と介護を子どもに頼る。だから、子どもをめぐる争いは多い。場合によっては、同じ名字の村全体の争いにもなる。

(4) 離婚女性の保護

離婚は、女性にとって、経済的に重大問題である。離婚した女性には、住宅がなく、かつ子どもを養育している者も多い。子どもを抱える離婚女性は、再婚も困難だし、夫からの離婚給付がもらえないこともある。低い月収で生活と養育を負担するため、生活水準の低下や貧困な母子家庭の増加は避けがたい。これまでは国家の政策的保護のもとで、都市女性を中心とする女性の就業が推進されていたので、婚姻の経済的保護という機能は弱かったが、市場経済の導入に伴って、市場の競争原理の下、男女賃金の格差の拡大や女性の就業難などの状況が生じてきた。そのため、離婚女性に対する経済的保護の強化が求められている。離婚女性の保護には、児童扶養の手当や公共住宅の提供など単親家庭に対する行政上の援助など、母子または父子生活への社会保障の整備が重要である。

四．財産相続とジェンダー

現代中国では、個人財産は家族共有の形で存在していることは、慣習的に社会的現象として都市、農村ともに普遍的に見られる。預貯金、住宅およびその他の重要な消費財などの家族財産は、家族共有の形で存在しているため、家族共有財産と家族員の個人財産とが混在している¹⁷。相続法は、理念的に勤労所得を家族に入れている家族員は、財産の主体として家族共有財産に対して持分を有すると認めているが、現実には、家族員は家族財産に対して平等な権利を実現することを必ずしも保障されるわけではない。また、相続には女性差別がある。

17 劉春茂主編『中国民法学 財産継承』中国公安大学出版社、1990年、521～523頁。

1. 家族財産の名義人と女性

家族財産を所有する名義人は、男性が中心である。表10が示すように、家屋の所有、貯金、土地契約書および株などの有価証券の名義人は、夫であることが圧倒的に多い。次は父親である。夫婦の間では夫が多く、父母の間では父が多い。また息子と娘を比べると息子のほうが多い。

表10 家族財産の名義人の状況（％）

名義人	家屋	貯金	土地契約書	株など有価証券
夫	64.4	45.3	67.3	50.3
妻	7.0	18.9	5.3	14.7
夫婦共同	6.5	20.5	5.0	20.0
父 親	18.3	10.7	19.0	11.9
母 親	2.9	3.5	2.4	2.0
息 子	0.8	0.8	0.8	0.8
娘	0.1	0.3	0.0	0.3
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

（出所）全国維護婦女児童權益協調組弁公室「婦女權益保障法実施情況調査報告」（2002年11月）、中国網、2002年12月4日により作成。

2. 「出嫁女」（嫁に行った女性）と財産相続

現実社会では、「嫁に行った娘は、撒かれた水」だといわれるように、嫁に行った娘は、父母の遺産を相続すべきではないという観念が強い。農村では、嫁に行った娘は父母の財産を相続すべきではないという慣行が、依然として強く存在している。また、表11のように、1990年の中国婦女連の社会調査によると、嫁に行った娘は生家の財産を相続すべきではないと思うのは、全体で49%、その中、女性が52.8%、男性は45.4%であった。

また、都市と農村の間には、意識の格差がある。農村では、嫁に行った娘は生家の財産を相続すべきではないと思うものが、男女とも半数を超えているが、男性の51.9%に対し、女性は60%と高かった。

表11 「出嫁女」（嫁に行った娘）の生家の財産相続について（%）

態 度	全 体			都 市			農 村		
	全体	女	男	全体	女	男	全体	女	男
男性兄弟と同じ	19.1	16.2	21.7	40.6	36.4	45.5	13.8	11.4	16.5
男性兄弟より少ない	9.4	8.9	9.8	7.9	7.2	8.6	9.7	9.4	10.1
相続すべきではない	49.0	52.8	45.4	20.7	23.8	17.1	56.1	60.0	51.9
どちらでもない	22.0	21.3	22.6	30.1	31.8	28.2	19.8	18.5	21.1

（出所）陶春芳他主編『中国婦女社会地位概観』中国婦女出版社、1993年、307頁により作成。

このように、嫁に行った娘は、実家の財産を相続すべきではない、または、男性兄弟より相続分は少なくてよい、との主張が強い。男性に比べれば、女性自身に、生家の財産を相続すべきではないと思う人が多い。それは、女性の権利意識が低いから差別を認めているというより、嫁に行った娘は父母の遺産を相続すべきではないという社会通念の強さが反映されている。財産相続の権利は男女平等とは言っても、娘としての女性が相続の権利を主張することがそれ自体、非道徳なことだと非難されるならば、女性自身も権利主張の勇気をなくすのは当然であろう。

嫁に行った娘は生家の財産を相続すべきではないと思うものが、なぜ、農村では男女とも多いのだろうか。それは中国の相続制度が老親の扶養を前提としていることにも関係がある。都市では、男女ともに、働いて定年退職した後は「退休金」（年金）で生活を維持している老人が多く、子女の扶養に頼ることが生活の必要条件ではない。しかし、社会保障の全くない農村では、老親の扶養は子どもに頼るしかなく、「養児防老」という観念が示しているように、老親の生活は子女の扶養義務に依存している。実

際、息子に老親を扶養させ、老親の財産は息子に相続させることが多い。

表12のように、遺産を息子に与えようと思う親は、圧倒的に農村のほうが多い。遺産を子どもに平等に与えようと思う比率は、都市の親の方が農村より高い。いずれにせよ、都市・農村とも、娘に与えようとする親は少ない。また、親が自分を扶養する子女に財産を与えようと思う比率も極めて高く、都市の方が農村よりもはるかに高い。

表12 親は自分の遺産を誰に与えようと思っているのかについて（％）

対 象	都 市		農 村	
	母親	父親	母親	父親
子供に平等に与えようと思う	39.3	39.2	26.6	27.7
息子に多く与えようと思う	6.4	7.3	38.1	35.2
娘に多く与えようと思う	4.8	3.9	1.3	1.4
老後を面倒する子供に多く与えようと思う	49.5	49.7	34.0	35.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

（出所）沙吉才主編『当代中国婦女家庭地位研究』天津人民出版社、1995年、187頁による。但し、小数点第2位を四捨五入。

中国の相続法は、男女平等よりも、扶養した者を相続で酬いることをより上位の価値と見なしている¹⁸。このため、裁判実務では、娘は親の面倒にあまり介入していないという理由で、嫁に行った娘と息子の相続分とに差が設けられた裁判例もある。扶養した者が親の財産を相続するという原理は、結果的に女性の財産相続上の差別を生んでいる。嫁入婚により娘が結婚すれば、生家を出て父母とは同居せず、あまり扶養義務を尽くすことができないのが現状である¹⁹。事実上、老親の扶養は息子によって担われ

18 鈴木賢『現代中国相続法の原理—伝統の克服と継承—』成文堂、1992年、100頁。

19 楊遂全・楊玲「共有産範囲の明確劃定与保護婦女權益の実証研究」劉伯紅主編『女性權利—聚焦婚姻法』当代中国出版社、2002年、241頁。

るケースの方が多い。したがって、相続制度自体が、娘の相続権主張を抑制し、娘としての女性が息子としての男性と同等に相続を主張することを制限しているという法構造上の問題が存在している。

(2) 寡婦の「帯産改嫁」

夫婦間の相続権について、寡婦が「帯産改嫁」という前夫の財産を携えて再婚することをいかに保障するかが、問題となっている。相続法は、「夫婦の一方の死後、他方が再婚した場合、相続した財産を処分する権利を有し、何人もこれを干渉してはならない」(30条)と規定している。婦女權益保障法も、配偶者をなくした女性は相続した財産を処分する権利を有し、何人も干渉してはならないと明記した(31条)。法は、寡婦が前夫の遺産をもって再婚することを認める規定を繰り返し強調している。

しかし、夫の家族にとって、寡婦の再婚そのものはあまり問題とならないが、夫から相続した財産を持って再婚することは、「家産」が他人に流出することになり、それに対する抵抗感は強い。表13のように、社会通念では、寡婦が再婚するとき、財産は前夫の子女および家族に残すべきであるという考えが強い。

表13 寡婦の再婚の際、財産を前夫の子供や家族に残すべきかについて(%)

態 度	全 体			都 市			農 村		
	全体	女	男	全体	女	男	全体	女	男
賛成	46.9	47.4	46.5	28.3	29.5	26.9	51.1	51.5	50.7
賛成しない	43.0	42.6	43.3	59.3	58.4	60.3	39.5	39.2	39.8
どちらでもない	10.0	9.8	10.1	12.3	11.9	12.8	9.3	9.2	9.5
合 計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(出所) 陶春芳他主編『中国婦女社会地位概観』中国婦女出版社、1993年、309頁により作成。

相続法の実務では、「先析産、後継承」(まず家産の分割を行い、しか

るのちに相続する）を行い、家族共有財産から死者の個人財産の範囲を確定してから相続を開始する。夫婦間の財産相続も、父母と一緒に生活した場合、死亡した配偶者のすべての財産を遺産とするのではなく、死者個人に属する部分を家族財産から分離し、その確定した部分についてのみ相続を論ずる。普通、寡婦の財産相続は亡夫の父母や兄弟から阻害されることが多い。とくに、夫の父母と一緒に生活した場合は、その共同居住した、夫の「単位」——改革解放前の中国ではとくに、国家行政機関、国営企業や地域政府等が所有する企業は、「単位」と呼ばれ、就業のほか、住宅供給や社会保障等の福祉・保障の機能も果たす一つの生活共同体であった——から賃借した後、購入した家屋は、寡婦がそのすべてを夫婦の共同財産として死亡した夫から相続するわけではなく、まずその家屋を夫婦の共同財産として分割した上で、亡夫の財産として残った分を夫の両親と妻本人および子どもとで分割する必要がある、さらに裁判実務ではさまざまな困難が伴う。

中国古来の伝統では、寡婦は再婚せずに婚家に残れば家産を享受するが、再婚すると家産を放棄しなければならなかった。寡婦の再婚は、「妻が自分のうちに生きる夫の人格を脱ぎ棄て、夫の宗（中国における父系的家族集団）を離脱する行為であり、それに伴ってすべての権利を脱ぎ棄てなければならない」から、寡婦が前夫の財産を持ち去ることは許されなかったのである。これは、明清までの古代法律の一貫した立場であった²⁰。したがって、現代中国における寡婦の「帯産改嫁」への干渉の存在は、この伝統的な意識が今も強く残っていることを物語る。

20 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、1967年、528頁。

五. 労働と女性

中国では、社会主義の理念の下、法律上、女性は男性と平等の権利をもつことになった。しかし、現実の社会のなかでは、男女は平等になっていない。雇用構造上では、産業別に占める男女労働者の比率や、所有制別による男女労働者の構成、および年齢別に見た男女労働者の比率、などから明らかになるように、ジェンダーの不平等が存在している。女子大学生の就職難が示すように、社会主義市場経済の導入に伴って、就労の入り口段階から、女性は拒否されている。また、昇進・昇格が、女性労働者は男性労働者に比して遅く少ないこともあり、徐々に賃金格差が生まれている²¹。中国では、採用から、定年・退職までの雇用全ステージにおいて、女性差別が存在している。とくに、中国の戸籍制度による二元的社会構造の下での都市と農村の分断によって、女性差別問題は、都市と農村とではその様態も異なる。都市部では、産業構造の転換により、女性労働者、とくに中高年層の女性労働者が、「下崗」（レイオフ）などの問題に直面している。他方、外国資本の誘致などによる産業の発展によって、新たに女性の労働力化が進み、これまで戸籍制度によって就業機会を排除されていた農村女性の、都市での就業が拡大している。しかし、都市へ出稼ぎに行っている若い農村女性たちは、ようやく農業以外への転業が可能となり、就職機会は得られたが、労働保障や社会保障の不備のため、劣悪な労働条件の下で、過酷な労働を強いられている。中国では、女性の低賃金、長時間の労働職場が形成されつつあるのである。

改革開放政策以降、企業は効率を重視するようになってきている。都市では、妊娠、育児中の女性労働者が、「レイオフ」の対象となっている。これまで女性の労働力化を推進してきた中国だが、改革開放以降の市場経済の導

21 第二期中国婦女社会地位調査課題組「第二期中国婦女社会地位抽樣調査主要数拠報告」中国人民大学書報資料中心報刊復印資料『婦女研究』2002年第1期、11頁。

入により、女性は「非効率的な労働者」として不利な立場に追い込まれている。

1. 女性の就職事情

(1) 都市労働者の「下崗」(レイオフ)と女性

1949年の新中国成立後、国家の強力な政策によって、女性が社会主義建設の重要な担い手とされ、女性の労働力化が推進された。「低賃金、高就業」という労働政策の下、女性は国家の労働力の統一雇用・配分によって就業した。また、競争原理を排除した平均主義の下で、女性の就業は安定し、重工業から専門職・技術職まで、女性の就業分野も広がっていた。しかし、社会主義市場経済の導入以降は、労働契約制の導入により、従来の「終身雇用」は終焉した。競争原理の下で、自由に職業を選択することができるようになり、女性の就業機会も多様化している。しかし、これまでの安定した女性の就業は、大きく揺れ動いている。

国有企業の改革に伴って、効率の高い労働力配置が求められ、余剰労働力は、整理・自宅待機・配置転換・早期退職などの対象となった。全員労働契約制や契約化管理の進展により、定員を超えた労働者を職場作業から外す「下崗」(レイオフ)が起こった。「下崗」とは、国有企業を中心に、利益効率を上げるために合理化を行う過程で、一部の労働者が職場から外されることをいう。これは、改革開放政策に伴う就業構造の変化による不可避的な問題として、男性労働者にも女性労働者にも共通して適用されるが、問題は、この合理化措置の対象となる女性労働者の比率が男性より高くなるということである。つまり、「下崗」における性差別の問題が浮かび上がってくる。国家統計局などの統計によると、1994年における都市部の「下崗」した労働者数は360万人、その中、女性が62%を占めている²²。ま

22 『中国婦女報』1995年11月15日第3版。

た、全国婦女聯の婦女研究所などの1997年の調査結果は、表14のとおりである。

表14 地域別による大都市の「下崗」における男女の比率（％）

地 域	全体	女性	男性
深 圳	100	67.2	32.8
武 漢	100	58.5	41.5
鄭 州	100	52.0	48.0
大 連	100	48.2	51.8
ハルビン	100	62.0	38.0
沈 陽	100	52.0	48.0

出所：李慧英『換一種眼光看世界』中国言実出版社、2000年、13頁により作成。

表14の示すように、大連を除く大都市では、「下崗」した女性の比率が50%～60%台で、男性より高い。「下崗」した女性の中には、教育水準が低い者、高年齢層（35歳～45歳年齢層）、技術レベルの低い者が多く、それらは「三多」と言われている。その「三多」の中でも、企業の合理化にとって母性保護はマイナスに働くというので、出産・育児・授乳期(三期)の女性の「下崗」が多いことに注目しなければならない²³。国有企業の余剰労働力の解消と労働力の最適配置を求め、企業は、子育て期の女性が一時的に離職する「階段性就業」と、家庭での請負仕事やフルタイムではない仕事をする「弾力性就業」という新しい女性就業政策を登場させ、女性を「回家」に誘導している。このことから、中国では、労働・雇用における性別分業が、水面下で構築されつつあるといえよう。

また、「下崗」した女性労働者の再就業は困難であり、再就職しても労

23 『中国婦女報』1998年12月28日第1版。張秋儉「女性職員労働者のレイオフと再就職」愛知大学現代中国学会編『中国21』（特集人民共和国の五十年）風媒社、2000年、191～212頁。

働条件は悪く、賃金の低い、臨時の不安定な職場の場合が多い。しかも、臨時の不安定な就職には、医療年金などの社会保障も与えられないことが多い。女性の収入の低下は、婚姻生活に影響し、家庭内暴力の原因ともなっている²⁴。とくに、「下崗」した女性が離婚した際、女性が子供を扶養することが多く、都市の貧困戸の対象となっている。

(2) 農村の「打工妹」(出稼ぎ女性)

改革開放政策以降、新生した外資企業・郷鎮企業・個人企業(自営業)などの非国有企業で働く女性が、急速に増加している。とくに、沿海地域に設立された経済開発区と呼ばれる大規模な工業団地では、土地・電力・通信・水道・建物を完備し、さらに安価な労働力の供給を保証し、原料・部品・設備を輸入する関税にも優遇措置を講じ、外国資本を誘致している。個人企業・郷鎮企業・外資企業の発展は、利益の追求のため、安価な労働力として、若い農村女性を労働市場に吸い込んだ。繊維・衣料・電子部品・スポーツ用品・玩具など軽工業の組立労働の80%~90%は、農村の若い女性労働者によって行われている。外国企業が集中している広東、浙江等の省では、女性従業員が80%以上を占めている²⁵。しかし、これらの企業では、主に若い女性を雇用して、母性保護の負担を避け、また女性労働者の生理期・妊娠期・出産期・授乳期の「四期」の女性保護を守らないところが多く、妊娠・出産による解雇や産休中の賃金不払い等の問題が起きている。市場経済の利益追及の前で、企業が母性保護の責任を負おうとせず、社会保障の不備も重なって、女性の母性保護は現在困難な事態に直面している。

また、労働時間が長いなど、労働条件が悪いという問題がある。福建省南平市の調査によると、三資企業(外国企業の中国進出の資本形態には、

24 『中国婦女報』1999年1月12日第3版。

25 朱敏「非公有企業女工調査報告」『北京社会科学』1998年、第4期。

「合弁」、「合作」、「独資」の3つがあるので、このようにも言われる）・郷鎮企業・個人企業（自営業）の労働時間は平均13時間～14時間であり、「打工妹」の過労死事件が発生している。また、労働者を有毒・有害な環境のなかで作業させたため、中毒事件も発生した²⁶。労働保護措置と安全保護施設が足りず、定期的な健康診断制度もないため、事故発生が避けられない現状にある。

(3) 大連の日本企業に働く農村女性たち

大連開発区における日本企業の従業員の構成は、90%が女性である。筆者の調査では、彼女たちの出身地は、大連周辺及び東北地方（遼寧、吉林、黒龍江省）の農村で、18歳～23歳までの若い未婚女性が主流であり、学歴は中卒が多い。日本企業で働く、農村出身の若年女性労働者は、低賃金で、月給400元～600元（6000円～9000円）である。彼女たちの仕事は、生産現場での流れ作業ラインでの作業であり、多くは単純な作業である。臨時雇用が多く、男女とも不安定であるが、女性の場合、より不安定である。労働時間は長く、残業は多い。納期に追われるために、時間外・休日労働が多くなる。彼女たちは、会社の寮で生活し、食事は食堂でとる。

未婚の女性たちの最大の関心事は結婚であるが、異性との交際のチャンスは少なく、また、都市の男性には農村女性と結婚することに抵抗があるので、結婚の相手探しは難しく、農村に戻って結婚する者が多い。

2. 仕事と家事の両立

(1) 家事の分担

「中国の男性はよく家事をする」といわれる。たしかに、中国男性は家事に協力的である。しかし、夫婦が平等に家事分担するほどにはなってい

26 『中国婦女報』1999年5月26日第1版。

ない。夫の家事参加は、まだ手伝う程度にとどまる。調査によれば、都市の家庭では、買物・料理・洗濯・部屋掃除・育児・老親の介護などの日常的家事は、圧倒的に妻が負担している。

農村では、現在、男性と未婚女性が、都市に一時的出稼ぎに行っている。既婚女性が農村に残り、農業の家族経営の主体となっている。家事の女性負担は、当たり前のことになっている。農村では、社会保障の不備で、老親の介護も主に家族に頼る状況があり、農村女性の家事負担は、都市女性よりはるかに重い。

中国では、伝統的な「男は外、女は内」という性別分業は、根本的に変わっていない。女性は、家の外では労働者であると同時に、家事・育児・介護など、家庭責任を負っている。

改革開放政策が始まるまでは、女性は、国家が整備する託児所などの育児施設や親などに育児の支援を頼み、仕事と家事の両立を維持してきた。しかし、1980年代以降、女性労働者にとって、仕事と家事の両立が困難となっている。1980年代に「女性は、うちに帰れ」という論争があったように、家事・育児を女性の役割として、女性に負担を求める声もある。

(2) 妊娠・出産・育児

中国の出産・育児制度では、産休は90日である。育児に関しては、育児休業制度はないが、一日2時間の授乳時間をとることができる。女性労働者の多い職場では、託児所や幼稚園等の施設を段階的に整備することが努力義務となっている。出産休暇・育児時間は、女性労働者のみを適用対象としている。

中国では、出産休暇期間の給料は、100%支給される。出産・育児に関する保障は、改革開放政策が始まるまでは、企業の負担であった。改革開放政策以降、企業が国営・公営から私営になり、利潤追求が求められるようになった。女性労働者の多い企業では、妊娠・出産・育児にかかる費用が負担となり、託児所や幼稚園などの施設を撤廃するところが増えてきた。

そのため、出産・育児の保障を、企業の負担から社会福祉へと転換することが図られている。「出産・育児保険」制度もできつつある。しかし、外国企業や個人企業では、妊娠・出産・育児の休暇等の保障に関する法律を守らないところも多い。現在の中国では、妊娠・出産・育児は、女性の就職に不利な要因になっている。妊娠・出産・育児が理由で、女性の失業者が増え、女子大学生の就職難も起きている。

六. 性・身体・暴力と女性

1. 女性の人身売買一村・家族・女性

女性の人身売買は、新中国成立後、いったん姿を消した。しかし、80年代改革開放政策以降、再び姿を現わしている。貧しい農村では、結婚できない男性は、買婚という手段で嫁を取る、つまり、女性を買って妻にする。したがって、広西、四川、雲南などの農村では、女性を誘拐し、嫁の無い農村に売る事件が、多発している²⁷。また、婚姻紹介などの名目で、国際結婚という形の売買婚が、外国へ拡張している。

法律では、女性の誘拐・売却は禁止されている。しかし、農村の幹部の中には、女性を誘拐する犯罪を放置しているばかりか、誘拐された女性をなかなか結婚できない男性と結婚させるのも、男性の結婚問題の解決にはやむをえない方法だと考え、女性の人身売買という違法行為を野放しにする者もいる。村長の手により、このような違法な結婚が、わずかの過料の支払いの後、結婚登録され、「合法化」されてしまった例もある²⁸。また、警察が女性を救出する際に、男性方（買方）の一族や村全体の抵抗に遭っ

27 趙廉潔「“異地買婚”現象引起重視」『法制日報』1988年8月16日第4版。

28 『法制日報』1990年3月23日第1版。

た例もある。

現在の農村にも、結婚の際に、男性の家から女性の家に金品など「彩礼」(結納金)を与える慣習が残っている。貧困な農村では、女性側の親が、結婚の条件として男性側に高額な「彩礼」(結納金)を要求することもある。それに伴って、女性自身の意思に反して、実質的に封建的強制婚や売買婚などの違法結婚に当たるものが再び出現している。親による強制的な結婚には、幼児婚約(娃娃親)、換親・転親、結納金、買親などさまざまな形がある。ある意味で、これらは、娘を男性の家に売するような性質を有するものとして「売婚」であり、親による人身売買でもある。

また、換婚または転婚というものも存在している。「換婚」とは、娘をある家の息子に嫁がせ、その家から嫁をもらうものである。両家の「等価交換」で結納金を免じて嫁をもらう。この形を数軒の家の間で行う場合、「転婚」となる。三家で行えば「三換親」とか「三転親」と呼ばれる。「彩礼」のような慣習の下では、貧家の男性は結婚をあきらめるか、借金をするかであるが、その家に男の子と女の子がいる場合、このようにすれば嫁取りの費用が安く済み、嫁探しに苦労しなくとも済むということになる。しかし、換婚・転婚の場合、いずれも男性の容貌や知的障害、貧乏などが原因で結婚が困難となっていることが多い。それだから、この場合一組でも当人同士がうまくいかなければ、悲劇は全体に及ぶことになる²⁹。往々にして、女の子が、兄弟の結婚費用を捻出するために、意にそわぬ結婚を強いられることも起こる。換婚・転婚の場合、親の眼からみれば、息子と娘は同じ自分の子どもであっても、その意味に違いがあるということである。息子は、子孫を産んで家族を継ぐものであるとともに、自分の老後を面倒してもらう「養老保険」でもある。これに対して、「嫁にやった娘は撒かれた水」と見なされ、娘は「家」のために犠牲にされることもしよう

29 鄭培兵「『三換親』造成三对青年夫婦家破人亡」『法学』1982年第6期, 39～40頁。

がない。そう親は見ているというわけである。

2. 強制売春

80年代中期以降、多くの地方のサービス業界で、マッサージ、酒の給仕、歌やダンスの相手などの名目で、売買春が行われている。全国で検挙された売買春者は、84年に1万2,281人、91年に20万人を突破し、94年には28万7,995人に達した³⁰。2001年には24万2,053人となっている³¹。

売春の実態調査は、売春女性や仲介・周旋者についての調査を中心に、売る側だけが問題にされ、買う側の動機などについては不問に付されてきた。中国では、売買春に関する法規では、売買春行為の勧誘や周旋、場所提供は禁じているが、買う側に対しては、犯罪にならないかぎり、処罰の対象にはならない。実際、売春は手段の巧妙化が進み、隠蔽的に性の売買が行われている。

売春女性の中には、自己の意思で自分の身体を売る者もいれば、騙されて強制的に売春させられる者も少なくない。強制的売春を拒否し、逃げようとして「跳楼」（建物から跳び降りる）し、女性が身体に傷害を負った事件も相次いで発生している。『中国婦女報』は、96年4月から98年9月までの2年間に、多くの女性の「跳楼」事件が起こったことを報じている³²。これらの女性「跳楼」事件は、「現代烈女」として『中国婦女報』のほか、『中国青年報』『法制日報』『人民公安報』などの新聞でも報道されている。

30 張萍編著（杉山太郎監訳・馬場節子訳）『中国の社会病理』亜紀書房、1997年、150頁。

31 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑2002』中国統計出版社、2002年、796頁。

32 王靈書「女性該用什麼捍衛尊嚴—“烈女”跳楼現象思考」『中国婦女報』1998年10月9日第1版。

3. 強姦の被害

改革開放政策以降、中国では、強姦(本人の意に反して強いられる性交)をはじめとする性的暴力と犯罪が急増している。公安機関による強姦の立案件数は、2000年に3万5,819件、2001年では4万600件である。また、公安機関が受理した女性に対する猥褻・汚辱事件は、2000年に3万2,341件、2001年では3万3,063件である³³。しかし、強姦および猥褻などの被害が事件として警察に届け出られたものは、実際に発生している被害のごく一部にすぎない。被害を受けた女性の名誉にかかわるものであり、被害を届け出るには女性自身の勇気があるので、強姦という被害は表面化しにくい。

強姦被害の解決にあたっては、法的な解決を求めず、地域の習俗などによる「私了」(示談)という私的解決がよく行われる。とくに、農村では、強姦事件は、その約70%が私的に解決されるという³⁴。その場合、被害を受けた女性の利益を犠牲にして、家族や村の治安・秩序の維持を優先することさえある。

4. 家庭内暴力—配偶者間の暴力

改革開放政策以降、私的スペースの拡大、個人に対する公的拘束の緩和により、中国における家庭内暴力が表面化している。しかし、長い間、社会的事実として存在してきている家庭内暴力は、家庭内での私事として受けとられ、犯罪にならないかぎり、法的には目を向けられなかった。1995年の北京での国連主催の第4回世界女性会議で、女性に対する暴力が中心的テーマになったことが大きな契機となって、中国では、家庭内暴力に対

33 中華人民共和国国家統計局『2002中国統計年鑑』中国統計出版社、2002年、796頁。

34 張素蓮「用法律維護性的權利」『中国婦女報』1999年5月13日第3版。

して、目が向けられるようになってきた³⁵。

国務院による『中国女性の状況』という女性白書によれば、中国の2.67億の家族の中で、毎年約40万の家族が解体しているのだが、その中の4分の1は、夫の暴力により離婚したものである。2003年の全国婦女連合会の家庭内暴力に関する調査によれば、配偶者から暴力を受けたと回答した者は、夫が9.2%であるのに対し、妻は16%である。配偶者を殴る者としては、男性が14.4%で、女性は7.9%である³⁶。

中国では、配偶者間の暴力は、夫から妻への暴力が主流である。暴力には、身体的暴力、精神的暴力及び性的暴力があるが、身体的暴力は性と繋がって、残酷な身体的傷害が多い。夫からの、妻の目を掘ったり、手を切ったりするなどの残酷な暴力ケースが見られ、暴力によって妻を死亡させる事件も続発している。

中国の刑法では、夫からの妻に対する暴力による性関係の強要が、強姦罪になるかどうか明確に規定されていない。通説では、夫婦の間には、同居と性生活に関する権利と義務があり、夫からの強行手段による性関係の強要行為も、妻の意思に反するものであっても違法ではないため、強姦罪にはならない³⁷。このような法理の下に、裁判実務では、夫からの妻に対する強制的性行為については、強姦罪は成立しないとするのが一般的である。

35 于懷清「対家庭暴力説“不”」『中国婦女報』1998年10月6日。

36 全国維護婦女兒童權益協調組弁公室「婦女權益保障法實施情況調查報告」（2002年11月），中国網，2002年12月4日。

37 高銘暄・王作富主編『新中国刑法的理論与实践』河北人民出版社，1955年，535頁。

終わりに

現代中国では、政治、教育、家族、財産、労働、人身の各方面において、男性と女性の上に大きな格差があり、女性差別が依然として存在している。また、戸籍制度による二元的社会構造の下で都市と農村の女性間の不平等も著しい。近年、女性の誘拐や売買、強制売春、家庭内暴力などの問題が現れるようになってきたが、その被害者は、農村の女性にきわめて多い。中国女性、とくに農村女性は、依然として男性中心社会に生きている。

中国の現行法制では、法定刑の条件が厳しく、法の運用にも不備があり、人身売買・強制売春業者に対する取り締まりは不十分である。しかも、法そのものも、性モラルの「二重の基準」を肯定し、司法救済手続を妨害するものとなっている。夫からの暴力は、夫婦関係にあるという理由で、第三者からの暴力と違って、法的責任の追及は難しくなっている。また、裁判官も検察官も男性が多く、司法には男性優位のジェンダー構造が存在している。ジェンダーの視点からは、中国の女性が、社会的にも家庭的にも、男性と異なる位置に置かれていることは事実であるといえよう。

追記

筆者が、博士課程の修学のために、また日本学術振興会外国人特別研究員として、新潟大学に滞在していた際に、ジェンダーの視点からの女性問題の研究や、その研究をまとめた著作の出版（拙著『現代中国の法とジェンダー』尚学社、2005年2月刊）など、さまざまな面において、山下威士先生には厚くご教示いただき、たいへん御世話になりました。ここに心から感謝の言葉を申し述べさせていただきます。